

Q&A

1 対象事業所及び申請区分について		関連区分
Q1	この事業における(ア)福祉避難所・(イ)災害時協定締結事業所とは、どのようなものですか？	ア・イ
A1	(ア)福祉避難所とは、災害時に区市町村からの要請による高齢者等の要配慮者受け入れ等が求められ、区市町村長による指定または区市町村と協定締結している事業所のことをいいます。 (イ)災害時協定締結事業所とは、災害時に①「利用者の安否確認」と②「避難所等での介護サービスの提供」または③「避難所等への誘導」(①と②または①と③)を行うことが規定されている協定を区市町村と締結している事業所のことをいいます。区市町村によっては、事業者と個別に協定を締結しておらず、介護事業者の連絡会や協議会等と締結している場合があります。 区市町村による協定締結の状況等については、事業所所在地の区市町村の高齢福祉・介護保険主管課にお問い合わせください。また、お手元の協定書の内容が本事業の「福祉避難所」「災害時協定」に該当するか判断がつかない場合は、個別にご相談ください。	
Q2	現在、区と締結している協定について、どのように申請区分を判断すればよいですか？	ア・イ
A2	締結している協定が、福祉避難所に係るものの場合は、(ア)福祉避難所の申請区分となります。協定の具体的な内容については、締結している区市町村にお問い合わせください。 締結している協定が、災害時協定に係るものの場合は、(イ)災害時協定締結事業所の申請区分となります。ただし、(イ)の助成対象となるためには、当該協定について、災害時に①「利用者の安否確認」と②「避難所等での介護サービスの提供」または③「避難所等への誘導」(①と②または①と③)を行うことが規定されている必要があります。締結している協定が助成対象となるものか判断に迷う場合は財団までご相談ください。	
Q3	町内会等、地域の自治会との災害時の支援協定を締結しています。この場合、(イ)災害時協定締結事業所として申請できますか？	イ
A3	申請できません。区市町村と締結している災害時協定のみが(イ)の対象です。町内会等との協定を締結している事業所は、(ウ)災害要件なし事業所として申請してください。	
Q4	申請する事業所の所在地と異なる区市町村と直接災害時協定を締結した場合、(イ)災害時協定締結事業所として申請をすることはできますか？	イ
A4	申請できます。事業所所在地外の区市町村と災害時協定を締結した場合も(イ)災害時協定締結事業所の要件を満たしたものと取り扱います。ただし、所在地外の介護事業者連絡会等を介して、所在地外の区市町村と災害時協定を締結している場合は申請できません。 <pre> graph LR subgraph "A区内" SA[A区内事業所A] end subgraph "A区" DA[A区] end subgraph "B区" DB[B区] end SA -.-> 災害時協定 DA SA -.-> 災害時協定 DB subgraph "A区内" SA2[A区内事業所A] end subgraph "A区内" SA2A[A区内介護事業者連絡会] end subgraph "A区" DA2[A区] end SA2 -.-> 加入 SA2A SA2A -.-> 災害時協定 DA2 subgraph "B区内" SA2B[B区内介護事業者連絡会] end subgraph "B区" DB2[B区] end SA2 -.-> 加入 SA2B SA2B -.-> 災害時協定 DB2 </pre> (イ) 災害時協定締結事業所として申請可 (イ) 災害時協定締結事業所として申請可 (イ) 災害時協定締結事業所として申請可 (イ) 災害時協定締結事業所として申請不可	

Q5	年度途中で災害時協定を締結した場合、申請区分(イ)としての助成はいつから受けることが可能ですか？	
A5	今年度の助成期間(令和7年4月1日～令和8年3月31日)のうち、災害時協定締結日以降の経費について助成を受けることが可能ですが、区市町村と直接災害時協定を締結した場合と、災害時協定を締結している連絡会等に参加した場合とでそれぞれ考え方が異なります。 (区市町村と直接災害時協定を締結した場合) 協定書に記載されている災害時協定締結日以降の経費が助成対象となります。 (災害時協定を締結している連絡会等に参加した場合) 下記2点の内、一番遅い日以降の経費が助成対象となります。 ・当該連絡会等への加入日 ・当該連絡会等の災害時協定締結日 なお、災害時協定締結以前の期間について、申請区分(ウ)としての助成を受けることは可能です。(Q&A12を参照してください。)	イ
Q6	現在締結しようとしている協定書について、介護サービスの提供等を行う旨の文言はありませんが、「その他必要なことを行う」等の文言はあります。このような場合は申請できますか？	
A6	災害時に①「利用者の安否確認」と②「避難所等での介護サービスの提供」または③「避難所等への誘導」(①と②または①と③)を行うことが規定されている必要があるため、協定書から読み取ることができない場合は申請できない可能性がございます。しかし、協定書の文面全体を見て可否について判断を行うため、判断に悩む場合には協定締結前に個別にご相談ください。	イ
Q7	手元の協定書では、震災時における対応についてのみ取り決めがなされており、その他の災害については記載がありませんが申請できますか？	
A7	災害については、震災時における対応のみの取り決めである場合も①「利用者の安否確認」と②「避難所等での介護サービスの提供」または③「避難所等への誘導」(①と②または①と③)を行うことが規定されていれば申請可能です。	イ
Q8	都内で特別養護老人ホーム1か所を運営しています。当事業所は、福祉避難所の協定と災害時協定の両方を締結しています。当事業所について(ア)福祉避難所と(イ)災害時協定締結事業所両方の申請区分で助成金を申請することはできますか？	
A8	重複して申請を行うことはできません。1つの事業所につき、(ア)・(イ)・(ウ)いずれか1つでの申請となります。福祉避難所の協定と災害時協定の両方を締結している事業所については、(ア)福祉避難所として申請を行ってください。	ア・イ
Q9	当法人は特別養護老人ホームと訪問介護事業所と通所介護事業所を同一建物内で運営しています。特別養護老人ホームは福祉避難所の指定を受けており(ア)、訪問介護事業所は災害時協定を締結しています(イ)。そして、通所介護事業所は災害時協定等を締結していません(ウ)。この場合、(ア)・(イ)・(ウ)それぞれで申請を行うことはできますか？	
A9	同一建物内で複数の事業所を運営していても、(ア)・(イ)・(ウ)いずれか1つでの申請となります。上記の例では、(ア)福祉避難所として申請を行ってください。なお、その際には同一建物内にある他の事業所の利用定員数を合算して上限戸数を算定します。(訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援を除く。)同一建物内の考え方は、協定書の内容や運営規程により判断しますので、個別にご相談ください。	ア・イ・ウ

Q10	当法人では通所介護事業所(1か所)と訪問介護事業所(2か所)を運営しています。事業所所在地はそれぞれ異なります。通所介護事業所は福祉避難所の指定を受けており(ア)、1か所の訪問介護事業所は災害時協定を締結しています(イ)。もう1か所の訪問介護事業所は特に協定は結んでいません(ウ)。3つの事業所について、(ア)・(イ)・(ウ)それぞれの助成を受けたいと考えていますが、可能ですか？	ア・イ・ウ
A10	事業所がそれぞれ異なる所在地にある場合は、事業所ごとに(ア)・(イ)・(ウ)の助成を受けることができます。	
Q11	所在地の異なる複数の事業所で申請を考えています。この場合、提出する申請書類は1つでいいですか？	
A11	申請区分が同一の場合、申請書類は1つですが、複数の申請区分で申請する場合は(ア)・(イ)・(ウ)の申請区分ごとに申請書類を作成し、法人で取り纏めて提出していただきます。申請区分ごとに申請スケジュールが異なりますので、提出書類や提出時期の詳細については該当の「助成金の手引」をご確認ください。	ア・イ・ウ
Q12	令和7年9月1日に区市町村と福祉避難所協定または災害時協定を締結する予定です。4月から8月分までを(ウ)災害要件なし事業所、9月分以降を(ア)福祉避難所または(イ)災害時協定締結事業所として助成を受けることは可能ですか？	
A12	可能です。申請を行う際は(ア)または(イ)の様式1-4を使用し、(ア)または(イ)として事業計画書をご提出ください。なお、事業計画書提出後、交付申請時までに協定を締結できなかった場合には、交付申請時点より(ウ)災害要件なし事業所として申請していただくこととなります。 また、申請区分「(ア)福祉避難所」及び「(イ)災害時協定締結事業所」については、助成に当たり、「(ウ)災害要件なし事業所」にはない下記の要件があります。 ・借り上げた宿舎は事業所の周辺(半径10キロメートル圏内)にあること。 ・対象入居者は災害対策上の業務に従事する職員であること。 そのため、(ウ)災害要件なし事業所として助成を受けていた宿舎が事業所から半径10km圏外である場合、事業所の申請区分を変更することによって、当該宿舎は助成対象外となってしまいますのでご注意ください。(申請区分は事業所単位で選択するため、当該宿舎のみ(ウ)として引き続き助成を受けることはできません。)	ア・イ・ウ
Q13	当事業所は令和8年1月1日に開業予定です。開業と同時に(ウ)災害要件なし事業所として助成を受けたいと考えているのですが、申請は可能ですか？	
A13	申請できません。助成を受けるためには、交付申請書提出時点(受付期間:11月4日～11月28日)までに事業所を開業している必要があります。そのため、令和7年11月1日開業であれば申請可能ですが、令和7年12月1日以降に開業予定の場合、今年度の申請はできません。 また、年度内における事業所の移転・廃止については、場合によっては助成対象外となる可能性がありますので、必ずご申請前に財団までご連絡ください。	ウ
Q14	年度内に移転・廃止するかもしれません。申請は可能ですか？	
A14	年度内の移転・廃止事業所については、場合によっては助成対象外となる可能性がありますので、必ずご申請前に財団までご連絡ください。(建て替え等に伴う仮移転含む。)	ア・イ・ウ
Q15	共生型サービスを運営している事業所は対象となりますか？	
A15	介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2の規定による共生型サービスを運営している事業所は対象となりません。通常の介護保険の指定を受けている訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の事業所は対象になります。	ア・イ・ウ